Ｒ4.4.20

各戸配布

旧 町指定可燃ごみ袋「半透明・緑色」の買戻しを行います

令和４年４月１日から始まった、家庭用の可燃ごみ処理有料化に伴い、町指定可燃ごみ袋が、**「半透明・緑色」**から**「半透明・紺色」**に変わりました。

**「半透明・緑色」**の使用猶予期間は４月２９日（金）（４月の最終収集日）までとなっており、５月１日からは使用できなくなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和４年５月２０日（金）～令和４年６月３０日（木）  　８：３０～16：３０　（土日・祝日を除く）  ※７月以降の買戻しはできませんのでご注意ください。 |
| 対象者 | 河津町内の事業所または河津町にお住まいの方。（別荘含む） |
| 買戻し金額  （１組当たり） | ・Ｌサイズ　１４０円　　　・Ｍサイズ　１００円  ・Ｓサイズ　　６５円 |
| 条件 | ・同一サイズ１０組から買戻し可能　（１組＝１０枚入り）  ・未開封のものに限る |
| 買戻し例 | Ｌサイズ１２組、Ｍサイズ９組、Ｓサイズ５組　を持っている場合  説明：Ｌは同一サイズ１０組以上のため、１２組分全て買戻し可能。  ＭとＳは、「同一サイズで１０組」とならないため、買戻し不可。  →　買戻し可能：　Ｌサイズ １２組、Ｍサイズ ０組、Ｓサイズ ０組  　　買戻し金額：　Ｌ １２組×１４０円＝１，６８０円  　　　　　　　　　Ｍ、Ｓ　共に不可　 ＝　　　　０円  　　　　　　　　　　　　　　　　合計 ＝１，６８０円 |
| 手続方法 | 町民生活課で手続きしてください。  申請書は、町民生活課窓口に用意してあります。また町ホームページでダウンロードすることもできます。  持ち物：〇本人確認書類（運転免許証等）　〇買戻しの袋  　　　　　〇振込先が分かるもの（通帳等）　※印鑑は不要  買戻し対象の可燃ごみ袋 |

**つきましては、家庭で余った「半透明・緑色」の買戻しを次のとおり行います。**

【手続きの流れ】



袋を持参し

役場町民生活課へ

申請書記入、提出

（事前に町ＨＰから取得可）

袋の審査・受付

後日、申請者へ振込